



県 章

滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）
9 月 4 日
第 4 4 8 0 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

- 告 示
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（医療福祉推進課）..... 1
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（医療福祉推進課）..... 1
 - 土地収用法に基づく事業の認定（監理課）..... 2
- 公 告
 - 平成30年度後期技能検定実施公告（労働雇用政策課）..... 3
 - 落札者決定の公告（警察本部会計課）..... 6
- 健康福祉事務所告示
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（東近江）..... 6
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（東近江）..... 6
- 農業農村振興事務所公告
 - 土地改良区定款変更認可公告（東近江）..... 7

告 示

滋賀県告示第357号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。
平成30年9月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
花まるデイサービス	草津市若竹町2-24	有限会社ホネスト 取締役 岡田英利	京都府京都市山科区竹鼻扇町7番地イマージノイ102号	通所介護	平成30.9.1	2570601589

滋賀県告示第358号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。
平成30年9月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
花まるデイ	草津市若竹町	KOUWA株式会社	草津市若竹町			

サービス	2-24	代表取締役 今井隆志	2-24	通所介護	2570601373	平成30.8.31
------	------	------------	------	------	------------	-----------

滋賀県告示第359号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。
平成30年9月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 起業者の名称 湖南省
- 2 事業の種類 湖南省立甲西図書館用地保全事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 湖南省中央五丁目地内
- (2) 使用の部分 なし

- 4 事業の認定をした理由 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- (1) 法第20条第1号(収用適格事業)の要件への適合性について 申請に係る事業の対象である湖南省立甲西図書館(以下「甲西図書館」という。)は、図書館法(昭和25年法律第118号)の規定に基づき設置されたものであり、法第3条第22号に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号(起業者の意思と能力)の要件への適合性について 本件事業の起業者である湖南省は、本件事業に要する経費について、平成30年度湖南省一般会計補正予算案に計上し、平成30年9月議会で議決予定である。

以上のことから、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号(事業計画の公益性)の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益 甲西図書館は、同市内の他の図書館に比べ施設の規模が大きく、蔵書数も多く、図書館の貸出以外にも展示や講演会等の集会行事を、年間を通じて多数開催しており、湖南省における中央館の役割を担っている。

甲西図書館は、最寄りの西日本旅客鉄道株式会社草津線甲西駅から約1kmと離れている上、市の巡回バスも図書館への乗り入れはなく、甲西図書館の最寄りのバス停も1日数便しかなく、来館手段を自動車に頼らざるを得ない状態であり、図書館駐車場は図書館運営に不可欠である。

甲西図書館は、昭和63年3月の建設工事着工時点から現在まで、駐車場部分を含む全敷地面積の約4分の3を借地することで運営している。甲西図書館は、施設長寿命化計画により再整備し、今後も現在の場所で継続利用することが決定している。今後も甲西図書館の運営を続けていくに当たって、借地を継続することは、将来に渡って市民に借地料を負担させるだけでなく、借地契約の更新を拒まれた場合、湖南省の中央館的役割を担っている甲西図書館が使用できなくなることも考えられる。

本件事業の施行により、今後、図書館敷地の借地料を負担し続けるといった市民の経済的負担の軽減ができ、かつ、市民の中央館的役割を担っている甲西図書館を慣れ親しんだ現在と同じ場所で将来に渡って存続させることが可能となるため、教育、文化の向上および交流の場を市民に提供することにより、公共の利益に資する。

したがって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益 本件事業地は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項の周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれておらず、その他法第4条に規定する土地はない。

以上により、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性 本件事業は、既に甲西図書館敷地として使用されている土地の取得を目的とする保全事業であり、代替案との比較検討は不要であり、申請案が最も合理的であると判断される。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 法第20条第4号(土地を収用することの必要性)の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性 現在の甲西図書館敷地には全敷地面積の約4分の3に及ぶ借地部分が存在し、

年間6,047千円もの借地料が発生している。現在の敷地で甲西図書館の運営が決定されているなか、借地料を負担し続けることは、市民の経済的負担であるため、早急に借地部分を取得する必要性は高いと認められる。

したがって、本件事業を早期に実施する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲および収用または使用の別の合理性 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲には、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論 以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 湖南省教育部湖南省立甲西図書館

公 告

平成30年度後期技能検定実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、平成30年度後期技能検定を次のとおり実施する。

平成30年9月4日

滋賀県知事 三日月 大造

1 実施する検定職種

(1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造およびプラスチック成形

(2) 1級および2級 鍛造(ハンマ型鍛造作業およびプレス型鍛造作業)、金型製作(プレス金型製作作業およびプラスチック成形用金型製作作業)、工場板金(機械板金作業および数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業および集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業およびプリント配線板製造作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、時計修理(時計修理作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業および印刷箱製箱作業)、石材施工(石材加工作業)、菓子製造(洋菓子製造作業および和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業および機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(組織試験作業)および塗装(鋼橋塗装作業)

(3) 3級 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業およびシーケンス制御作業)、時計修理(時計修理作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、和裁(和服製作作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、建築大工(大工工事作業)および機械・プラント製図(機械製図手書き作業および機械製図CAD作業)

(4) 単一等級 バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

2 試験の方法 試験は、実技試験および学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日および実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(7) 特級および単一等級

検 定 職 種	手 数 料
全 て の 職 種	17,900円

(イ) 1級

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	14,900円
和 裁	13,100円
テクニカルイラストレーション	13,100円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,100円
電 気 製 図	13,100円
そ の 他 の 職 種	17,900円

(ウ) 2級

検 定 職 種	手 数 料	
	一 般	若 年 者
機 械 検 査	14,900円	5,900円
和 裁	13,100円	4,100円
テクニカルイラストレーション	13,100円	4,100円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,100円	4,100円
電 気 製 図	13,100円	4,100円
そ の 他 の 職 種	17,900円	8,900円

(エ) 3級(高等学校および専門学校等の在校生を除く。)

検 定 職 種	手 数 料	
	一 般	若 年 者
機 械 検 査	14,900円	5,900円
和 裁	13,100円	4,100円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,100円	4,100円
そ の 他 の 職 種	17,900円	8,900円

(オ) 3級(高等学校、専門学校等の在校生に限る。)

検 定 職 種	手 数 料	
	一 般	若 年 者
機 械 検 査	10,000円	2,900円
和 裁	8,800円	2,900円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	8,800円	2,900円
そ の 他 の 職 種	12,000円	3,000円

注 (ウ)、(エ)および(オ)において「若年者」とは、平成30年4月1日現在において年齢35歳未満の者をいい、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもって本邦に在留する者を除く。

イ 実施期日 実技試験は、平成30年12月3日(月)から平成31年2月17日(日)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表 実技試験の問題を平成30年11月26日(月)に滋賀県職業能力開発協会において公表する。

ただし、一部の検定職種については、問題の全部または一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検 定 職 種	等 級	実 施 期 日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	1級および 2級	平成31年1月27日(日)
電気機器組立て、内燃機関組立て	3級	
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器		

組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形	特 級	平成31年 2 月 3 日(日)
金型製作、工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、紙器・段ボール箱製造、石材施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図	1 級および 2 級	
造園、時計修理、和裁、機械・プラント製図	3 級	
バルコニー施工	単 一 等 級	
半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装	1 級および 2 級	平成31年 2 月10日(日)
機械加工、機械検査、電子機器組立て、プラスチック成形、建築大工	3 級	

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、技能検定受検申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 本人確認書類の写し（氏名および生年月日が確認できるものに限る。）

ウ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 滋賀県職業能力開発協会 〒520-0865 大津市南郷五丁目 2 番14号 電話 077-533-0850

(3) 受付期間 平成30年10月 1 日(月)から平成30年10月12日(金)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までとする。なお、郵送による場合は、平成30年10月12日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙および受検案内は、滋賀県職業能力開発協会のほか、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課および県内各合同庁舎にて交付する。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書のうえ、返信用封筒（角形 2 号封筒）に宛先を記入し、1 部の場合は切手140円分を同封し、2 部以上の場合は問合せのうえ、滋賀県職業能力開発協会へ送付すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納付方法 実技試験および学科試験の手数料は、申請書の提出と同時に納付すること。ただし、実技試験または学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表 平成31年 3 月15日(金)に合格者の受検番号を滋賀県公報に掲載する。

なお、滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号）第25条第 1 項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

ア 期間 平成31年 3 月15日(金)から平成31年 4 月15日(月)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

イ 時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁東館 4 階

エ 持参するもの 平成30年度後期技能検定受検票および本人であることを証明する書類（運転免許証など）

オ 開示する内容 得点

カ その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。また、その他の方法による問合せには、一切応じない。

(2) 実技試験または学科試験の合格通知 実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、滋賀県職業能力開発協会が平成31年 3 月15日(金)に書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 特級、1 級および単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2 級および 3 級の技能検定合格者には滋賀県知事名の合格証書を交付するほか、技能検定合格者には厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他 技能検定について不明な点は、滋賀県職業能力開発協会（電話 077-533-0850）または滋賀県商工観

光労働部労働雇用政策課(電話 077-528-3755)に問い合わせること。

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

平成30年9月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 借入物品名および数量 統合OAシステム機器(搬入設置作業および保守を含む。) 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231
- 3 落札者を決定した日 平成30年6月28日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 758,380,320円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成30年5月18日(金)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

平成30年9月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 借入物品名および数量 滋賀県警察本部情報ネットワーク機器(搬入設置作業および保守を含む。) 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231
- 3 落札者を決定した日 平成30年7月12日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 187,534,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成30年6月1日(金)

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年9月4日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ホームヘルパーステーション「オアシス」	近江八幡市馬渕町690番地	社会福祉法人オアシス倶楽部	近江八幡市馬渕町690番地	居宅介護	平成30.9.1	2510400308

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年9月4日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 寺 尾 敦 史

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
ホームヘルパーステーションひだまり	蒲生郡日野町上野田273番地2	社会福祉法人日野町社会福祉協議会	蒲生郡日野町河原一丁目1番地	重度訪問介護 行動援護	2511500015	平成30.9.1

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、津田内湖土地改良区の定款の変更は、平成30年8月27日に認可した。

平成30年9月4日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 松井 傳 夫

